

**国立市地方公会計制度改革  
推進に関する検討報告書**

## はじめに

総務省が2006(平成18)年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」、2007(平成19)年10月に「新地方公会計制度実務研究会報告書」を公表し、地方公会計の準拠すべき指針である、総務省方式改訂モデル、基準モデルが示されました。多くの地方自治体がこれらのモデルによる財務諸表を作成し、新地方公会計の整備を進める一方で、東京都のように独自のモデルを導入して財務諸表を作成する自治体もありました。

2013(平成25)年8月、総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」は、中間とりまとめを公表し、地方公会計について統一的な基準を定め、複式簿記・発生主義の導入を図るべきという方向性を示しました。また同時期に市に提出された国立市財政改革審議会の最終答申も、発生主義会計を活用し、市民への説明責任を果たすべきであると提言しています。

このような状況の中で、国立市は、2013(平成25)年8月に、地方公会計改革を推進するために、市長を本部長とする「地方公会計制度改革推進本部」を設置し、その下に課長級による「検討委員会」、係長級以下の指名職員、公募職員からなる「検討部会」を設けました。

検討委員会、検討部会では、市の方向性を検討するにあたり、公会計に関する有識者を招いて、複式簿記とは何かということから新地方公会計をとりまく最新の動向に関することまで、5回の学習研究会を開催いたしました。

幸い、これらの研究会は、多数の職員の参加を得るとともに、市議会議員各位にもご出席いただき、大変良い研究会となりました。

ご来庁いただき、ご講義いただきました講師の方々に改めて御礼申し上げたいと思います。

本報告書は、このような検討を踏まえて、庁内においてまとめた、現段階における、地方公会計改革に対する国立市の方向性を報告するものです。

この報告書に基づき、国立市は、市民に対し、財務情報をよりわかりやすく公表することにより、現行の予算決算制度の情報を補完していくとともに、行政内部での有効活用を図っていくことで、新地方公会計改革をさらに進めていきます。

## 目次

第1 新地方公会計制度とは.....	1
現行の公会計制度とその課題 / 新地方公会計制度とその意義 / 新公会計制度導入による効果	
第2 新地方公会計制度における、複数の会計モデルの存在.....	4
総務省方式改訂モデル / 総務省基準モデル / 東京都方式 / 他自治体の対応状況 (2013(平成25)年3月31日時点総務省調査)	
第3 新地方公会計制度に対する、国立市のこれまでの取り組み.....	8
国立市の財務諸表 / 国立市における取り組みと課題	
第4 公会計をめぐる、さらなる国の動き.....	10
総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」での研究 / 総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」の概要 / 総務省「研究会報告書」公表後のスケジュールについて	
第5 国立市における今後の方向性について.....	14
検討の方向性について / 会計モデルの選択について / 公会計改革で得られる成果の活用について / 今後の導入検討スケジュールについて	
参考 地方公会計制度改革推進本部・検討委員会・検討部会の検討経過.....	17
推進本部・検討委員会・検討部会 / 庁内・庁外における研究の概要 / 検討経過のまとめ / 参考資料・文献	

---

## 第1 新地方公会計制度とは

### (1) 現行の公会計制度とその課題

現行の公会計制度は、1年間の現金の収入・支出という事実を記録していく単式簿記・現金主義が採用されています。この方法による予算・決算書類は、予算の執行状況、現金収支の把握に適しており、予算の執行管理の面で有効に機能していると言えます。

その反面、ストック情報がわからないため資産形成に伴う将来の住民負担が見えにくいことや、行政サービス提供に伴い本来発生している、非現金的なコスト（減価償却費や引当金）が見えにくいことなどの課題があるとされています。

#### ストック情報の不足

資産がどの程度形成され、負債がどの程度あるかという残高の情報（ストック情報）を把握することが困難です。負債や基金などの現金残高はそれぞれの表で公表されており、資産と負債を一体として表記される様式では示されておりません。

#### コスト情報の不足

資産価値の減少に伴う減価償却費や将来の経済的負担である退職手当引当金、賞与引当金という、現金の支出を伴わないコスト情報が把握しにくくなっています。

### (2) 新地方公会計制度とその意義

新地方公会計制度は、複式簿記・発生主義の考え方を導入し、貸借対照表、行政コスト計算書等の財務書類を整備するものです。現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいストック情報やコスト情報が把握できるようになります。また、得られた情報は、中長期的な財政運営への活用が期待できます。

その上で、地方自治体における導入の意義は、説明責任の履行が図られること、財政の効率化・適正化につながることにあります。

#### 説明責任の履行

住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することができます。住民の多くは民間企業に勤めており、官庁会計より企業会計の方に馴染みがあることから、様式を整えることにより、財政状況をよりわかりやすく示すことができます。

#### 財政の効率化・適正化

新たに得られるデータを、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントの強化に役立てることができます。

## 現金主義・単式簿記と発生主義・複式簿記の比較

現行の 地方公会計	<ul style="list-style-type: none"><li>・単式簿記・現金主義により、現金の収入・支出という事実に基づいて記録する会計</li><li>・現金(預金を含む)の収支があった時点で取引を認識する考え方に、一部例外として出納整理期間を設け、発生主義を取り入れている</li><li>・財政の民主的統制を確保するための予算決算制度に即したものの。</li><li>・資産負債の増加、減少の結果としてのストック情報の把握が困難。</li><li>・非現金情報を含めたフルコスト情報の把握が困難。</li></ul>
新地方公会計	<ul style="list-style-type: none"><li>・非財務的資源を含むすべての経済資源の増減があった時点で取引を認識する考え方。</li><li>・減価償却費や引当金などの現金収支を伴わない取引も認識の対象となる。</li></ul>

## 単式簿記・現金主義から複式簿記・発生主義へ

### 単式簿記

現金の増減を中心に記録する方法。小遣い帳や家計簿が典型的。

### 現金主義

現金収支が生じた事実に基づいて記録を行う考え方。



### 複式簿記

取引をその原因と結果に分けて、それぞれを記録する方法。原因と結果に分けることで、フローの動きとストックの動きを同時に記録。

### 発生主義

現金収支という事実にとらわれることなく、資産価値の減価、支払義務等の費用が発生した事実に基づき記録を行う考え方。

## (3) 新公会計制度導入による効果

財務諸表を作成することで、歳入歳出決算書では把握できないストック情報、コスト情報が明らかになりますが、具体的には次のような効果が期待されています。

### 資産意識の形成

#### 資産・債務改革への貢献

資産と負債がどのくらいあるのかを把握しなければ、将来の財政需要に対し適切な準備ができません。そのため、資産・負債の実態把握と管理体制・状況の総点検を行い、そのあり方の見直しを行うことが必要です。未利用地の売却促進や資産の有

効活用を促進させることで、債務増大の抑制や税源確保が期待されています。

### 資産の更新需要の把握

固定資産台帳を整備することで、資産と減価償却費の正確なデータが得られます。このデータの活用により資産の老朽度を把握し、現在保有している施設を維持するためにどれだけの費用が必要かという今後の施設の更新需要、更新必要額等を見込むことが可能となります。

## 内部管理の充実

### 債権管理の適正化

これまでの決算では見えなかった未収金や貸付金などの債権に対する回収不能見込額が明らかになります。適切な債権管理の取り組みにより、市の安定的な財政基盤の確立及び市民負担の公平性を確保することができます。また、債務者の困窮・行方不明などやむを得ない事情により回収困難となった債権については、適切な債権消滅手続をとった上、不納欠損処理を行うことで債権管理コストの削減にもつながります。

### コスト分析への活用

これまで見えづらかった現金支出を伴わないコスト情報（減価償却費や退職手当引当金等）が明らかになり、行政サービスに要した総費用が把握できるようになります。これら全てのコストによる事業別・施設別コスト分析を行い、事業評価等に活用することができます。

資産と減価償却費のデータ活用により、資産の老朽度を把握できるようになります。

地方税の未収金などの債権に対する回収不能見込額が明らかになります。

資産	負債
	純資産

市の借金の残高を資産との関係で把握することができます。退職手当引当金、賞与引当金等これまで把握しづらかった、非現金負債が明らかになります。

---

## 第2 新地方公会計制度における、複数の会計モデルの存在

現在用いられている新地方公会計制度における会計モデルは複数存在しています。主なものの概要は以下のとおりです。

### (1) 総務省方式改訂モデル(以下、改訂モデル)

---

改訂モデルは、2006(平成18)年の総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づき、2007(平成19)年に、総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」で基準の詳細が示された、二つの方式の一つです。

総務省は、2000(平成12)年に「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」により、財務諸表の作成基準(いわゆる「旧総務省方式」)を示しました。旧総務省方式は、地方財政状況調査(通称、「決算統計」)を活用して、財務諸表を作成する方式で、資産計上額を普通建設事業費の支出額の積み上げとするところに特徴がありました。

改訂モデルも決算統計データを活用していることから、旧総務省方式をベースにつくられたモデルであると言えます。

個々の複式仕訳によらず、簡便な方法での作成が可能です。その取り組みやすさから多くの地方自治体での財務諸表作成に貢献しました。固定資産台帳の整備は段階的に進めることが認められているため、多くの自治体では整備が進んでおらず、データの精緻さを欠く等の課題が指摘されています。特徴点を整理すると以下のとおりです。

- ・ 決算統計データを組み替えて作成するため、伝票単位での複式仕訳は行いません。
- ・ 基準モデル、東京都モデルの導入に必須となる固定資産台帳の整備やシステム導入が不要なため、作業開始時の自治体への負荷が考慮されたモデルです。
- ・ 資産は、過去の決算額である決算統計データの積み上げによるため、固定資産台帳整備を行わない段階においては、正確な把握ができません。
- ・ 多くの地方自治体が採用していることから、自治体間の比較が可能です。

### (2) 総務省基準モデル(以下、基準モデル)

---

基準モデルは、2007(平成19)年に、総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」で示された、二つの方式の一つです。決算統計データを活用する方式ではありません。

個々の取引等について期末に一括して複式仕訳を行うとともに、開始時に固定資産台帳を整備した上で財務書類を作成するモデルです。発生主義の複式仕訳を実施するためにシステム導入経費が必要となります。特徴点を整理すると以下のとおりです。

- 
- ・ 仕訳は、年度末に一括して行うことができるという点で簡略化されています。
  - ・ 期末一括仕訳を行うためにシステム導入経費が必要になりますが、以下で述べる東京都方式は費用がかかりません。
  - ・ 固定資産台帳の整備が必要なため、開始時の労力が必要です。
  - ・ 有形固定資産は、公正価値により評価します。
  - ・ 税収の取扱いは主権者である住民からの拠出と考え、資本の増加、企業会計の出資ととらえて純資産変動計算書に計上します。国の財務諸表と同じ考え方です。
  - ・ 採用している自治体は多くないため、自治体間比較は十分ではありません。

### (3) 東京都方式(以下、東京都モデル)

---

東京都が独自に検討し、複式簿記・発生主義会計の考え方を加えてまとめた公会計基準です。財務会計システムも独自に新たに構築し、2006(平成18)年4月より運用を開始、同年度決算より財務諸表を公表しています。

発生の都度、複式仕訳を実施する方式であり、基準モデルと同様、開始時に固定資産台帳を整備して財務書類を作成するモデルです。伝票ごとに複式仕訳を実施するためシステム導入経費が必要となります。特徴点を整理すると以下のとおりです。

- ・ 仕訳は、財務会計システムにより支払伝票を作成する都度行うため、公表時期を早めることができます。月次で財務諸表を作ることができます。
- ・ 財務会計システムと連動したシステムが必要となるため、コスト面の問題があります。
- ・ 固定資産台帳の整備が必要なため、開始時の労力が必要です。また、職員が支出命令伝票を切る際に仕分けコードを選択する労力が必要です。
- ・ 様式が企業会計に近いので、企業会計に親しんだ人には見やすさがあります
- ・ 有形固定資産は、取得原価により評価します。
- ・ 税収の取扱いは、行政サービスへの対価であるとし収益と捉えます。1年間の行政サービスの提供に係るコストと税収を含むすべての収入を行政コスト計算書に計上します。
- ・ 財務会計システムで日々仕訳を行っていることから、財務諸表の作成が比較的短期間で済み、より早期の公表が可能です。
- ・ 採用している自治体が少なく、自治体間比較が困難です。

### (4) 他自治体の対応状況(2013(平成25)年3月31日時点総務省調査)

---

他自治体の状況としては、全国の自治体の約83%が「改訂モデル」、約15%が「基準モデル」、約2%が「独自モデル(東京都モデル等)」により作成しています。

多摩 26 市においても、「基準モデル」の稲城市、「東京都モデル」の町田市、「独自モデル」の武蔵野市を除く、23 市が「改訂モデル」を採用しています。

(単位: 団体、%)

区分	合計		都道府県		市区町村		指定都市		指定都市を除く市区町村	
	連結財務書類 4表まで作成		連結財務書類 4表まで作成		連結財務書類 4表まで作成		連結財務書類 4表まで作成		連結財務書類 4表まで作成	
	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)
新地方公会計モデル	1,670 (97.6)	1,201 (98.9)	44 (93.6)	42 (97.7)	1,626 (97.7)	1,159 (99.0)	20 (100)	20 (100)	1,606 (97.7)	1,139 (99.0)
基準モデル	254 (14.8)	195 (16.1)	4 (8.5)	3 (7.0)	250 (15.0)	192 (16.4)	4 (20)	4 (20)	246 (15.0)	188 (16.3)
総務省方式改訂モデル	1,416 (82.8)	1,006 (82.9)	40 (85.1)	39 (90.7)	1,376 (82.7)	967 (82.6)	16 (80)	16 (80)	1,360 (82.7)	951 (82.6)
その他のモデル	41 (2.4)	13 (1.1)	3 (6.4)	1 (2.3)	38 (2.3)	12 (1.0)	0 (-)	0 (-)	38 (2.3)	12 (1.0)
合計	1,711 (100)	1,214 (100)	47 (100)	43 (100)	1,664 (100)	1,171 (100)	20 (100)	20 (100)	1,644 (100)	1,151 (100)

図表 1：総務省報道資料(平成 25 年 6 月 27 日)「地方公共団体の平成 23 年度決算に係る財務書類の作成状況等 (調査日：平成 25 年 3 月 31 日)」より抜粋

なお、多摩 26 市の中で、改訂モデル以外の会計基準を採用している団体の採用理由は以下のとおりです。

稲城市の「基準モデル」採用理由(『稲城市の新公会計制度』(平成 25 年 10 月)より)

- ・改訂モデルで固定資産の部分だけ台帳整備を行った場合に比較し、全ての伝票を取引ごと仕分けし、財務書類の科目と対応しているため検証能力が高い。
- ・決算統計の作成を待つ改訂モデルに比べ早期の作成、公表が可能。
- ・システム投資が必要であるが、東京都方式のように財務会計システムをすべて入れ替えるのに比べ、システムの追加で済むので比較的負担が軽い。
- ・改訂モデル程ではないが、比較が可能な程度に基準モデルを採用している団体が多い。

町田市の「東京都モデル」採用理由(『町田市新公会計制度導入検討委員会報告書』(2010 年 3 月)より)

- ・「改訂モデル」は、決算統計組み替え方式であるため、市全体の財務状況をマクロ的に表示することはできるが、組織別、事業別などの財政状況、経営成績を明らかにすることはできない。
- ・「マネジメントの強化」のためには、組織別、事業別などの財務諸表を作成し、事業改善に活用することが必要となる。
- ・また、財務諸表の作成時期について、決算時だけでなく四半期、毎月末などに作成することで、事業の進捗確認、改善などに活用可能となる。

公会計モデル対比表(総表)

個別的事項	基準モデル	約務省方式 改訂モデル	東京都方式	大阪府方式	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の 体系	貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・財政収支動向計算書 ・現金収支計算書 ・財務書類に關連する事項についての 附屬明細表 ・注記	貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・職員給与支給計算書 ・現金収支計算書 ・財政書類に關連する事項についての 附屬明細表 ・注記	貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・正味財産変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・有形固定資産及び無形固定資産 附屬明細表 ・注記	貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・財政収支動向計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・有形固定資産及び無形固定資産 附屬明細表 ・注記	貸借対照表 ・職員給与計算書 ・財政収支動向計算書 ・現金収支計算書 ・区分別収支計算書 ・派遣明細表 ・注記
台帳整備	算出賃借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	財政収支準備を整理 一覽即可能資産、土地を優先	算出賃借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	算出賃借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	官庁会計システム(ADAMSⅠ)とは運動して いないが、法令に基づき運用開始台帳、 物理管理態等を整備 官庁会計システム(ADAMSⅡ)に、官庁 会計に係る入力項目に加え、仕訳区分を 日々入力 一覽即可能する仕訳のみ現金に基づ かない(仕訳簿管理実等)による等 により財務書類作成時に法整備!
複式簿記 作成	貸入貸出データから複式仕訳の会計処理を発生 の基礎として年度末に一括して行い、財務書類を 作成	決算簿記データを活用し、年度末に一括し て仕訳を行い、財務書類を作成	官庁会計の処理に準拠し、日々の会計 処理の処理から複式簿記、発生主義会 計のデータを整理し、財務書類を作成	官庁会計の処理に準拠し、日々の会計 処理の処理から複式簿記、発生主義会 計のデータを整理し、財務書類を作成	官庁会計システム(ADAMSⅠ)に、官庁 会計に係る入力項目に加え、仕訳区分を 日々入力 一覽即可能する仕訳のみ現金に基づ かない(仕訳簿管理実等)による等 により財務書類作成時に法整備!
有形固定資産 の評価基準	原則として公正価値評価を採用 項目 種類 評価基準 土地 取得時原価 評価額 建物等 取得時原価を基礎 として評価 評価額 構築物等 取得時原価を基礎 として評価 評価額 機械器具等 取得時原価を基礎 として評価 評価額 有形固定資産 取得時原価を基礎 として評価 評価額 土地(空地) 取得時原価を基礎 として評価 評価額 建物等 取得時原価を基礎 として評価 評価額 構築物等 取得時原価を基礎 として評価 評価額 機械器具等 取得時原価を基礎 として評価 評価額 有形固定資産 取得時原価を基礎 として評価 評価額	取得時原価(決算簿記の繰上げ)での評価を 取捨選択し、取得時に固定資産台帳の整備 を行ない、簿記公正価値評価に準拠して 簿記可能資産については、簿記可能資産 (評価)で評価し、関係する賃借対照表に計 上	取得時原価モデルを採用。ただし、有価証 券等は強制評価減、棚卸資産は低価法 を採用	取得時原価モデル。ただし、売却可能な資産 については附属明細表で評価額を載 示	・固有財産(公共用財産を除く) 一覽即可能資産(※)に基づき公正価値 評価(二重評価)として取得時原価 を基にした調整額、償却資産は減価 償却率相当額を控除した後の評価を 計上) ※固有財産を法行令第23条の規定に基 づき、原則として毎年度評価台帳価 格の改正を実施 ・公共用財産 一覽即可能(用地費や事業費等の累積 償却資産は減価償却率相当額を控除 した後の評価を計上) ・他 一覽即可能(減価償却率相当額を控除 した後の評価を計上)
税金の取扱い	所有者からの拠出に該当することに鑑み、新 資産変動計算書に計上	繰上変動計算書の「一般財源」の項目に 計上	税引と原則の行政サービスの前には、 直接的な対償性はないものの、行政 サービスの提供に資した経費に対する 対価であるという観点から、行政コスト計 算書の収入として計上	行政コスト計算書の収入として計上	資産・負債変動計算書に計上して財源 として計上
補助金収入 の取扱い	「原本納付」形収入(「経費的」物託収入の概念 が区分が困難であることに鑑み、一括して繰上 変動計算書に計上)	繰上変動計算書の「付託金等受入」の項 目に計上	固定資産を取得するための補助金…課 借対照表の正味財産に直入し、正味財 産変動計算書にその変動状況を表示 それ以外の補助金…行政コスト計算書 に計上	建設事業の財源として充当するものも含 む、行政コスト計算書の収入として計上	
派遣員等の 取扱い	専業員資産…行政コスト計算書に計上 インフラ資産…直接資本増補として財政収支動 向計算書に計上	行政コスト計算書に計上	行政コスト計算書に計上 なお、インフラ資産のうち、道路について は取替法(更新会計)を採用	定額法により目を別荘に算定し、行政コ スト計算書の費用に計上	兼業員用計算書に計上

図表 2：総務省：第 19 回「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」資料 5-1 より

---

## 第3 新地方公会計制度に対する、国立市のこれまでの取り組み

### (1) 国立市の財務諸表

---

#### 旧総務省方式による作成

国立市では、2000(平成12)年度決算から2007(平成19)年度決算まで、国が「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」により示した、いわゆる「旧総務省方式」により、財務諸表を作成してきました。「旧総務省方式」は、上述のとおり、地方財政状況調査(通称、決算統計)データを活用して、財務諸表を作成する方式で、資産計上額を、普通建設事業費の支出額とするところに特徴があります。

この方式の財務諸表の作成にあたっては、2001(平成13)年8月から2002(平成14)年にかけて東京市町村自治調査会で開かれた「市町村における自治体経営手法に関する研究会」に、職員2名が参加し、考え方・手法を研究いたしました。

#### 総務省方式改訂モデルによる作成

2008(平成20)年度決算以降の財務書類は、2006(平成18)年度に国が示した基準のひとつである、「総務省方式改訂モデル」により、作成しています。

「改訂モデル」は、上述のとおり、個々の伝票の複式仕訳を行わずに、「旧総務省方式」と同様に、決算統計データの活用(組み替え)によって作成するもので、多くの自治体で採用されているモデルです。

2007(平成19)年度、2008(平成20)年度に、26市の財政担当課長会、会計担当課長会が合同で設置した「東京都市公会計研究会」(国立市職員は、2008(平成20)年度に参加)での研究会報告書による提言を踏まえ、比較可能性の面で優位がある「改訂モデル」を採用し、作成を継続していました。

これまでの財務書類は以下のホームページに掲載されています。

- ・ <http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/yosan/000189.html>

#### 「改訂モデル」により作成した財務書類の分析

「改訂モデル」により作成した、2011(平成23)年度決算ベースの財務書類を分析した報告書を作成しています。この報告書では、財務四表の各項目の解説と合わせて、地方自治体の資産と債務の関係を健全に保つ仕組みとして、地方財政法に規定されている、最も重要な考え方である「建設公債主義」と公会計の関係についても、記述しています。

改訂モデルによる財務書類の分析報告書は、ホームページに掲載されています。

- ・ [http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/dbps\\_data/\\_material\\_/localhost/100000/102100/pdf/zaimuhoukoku\\_2011.pdf](http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/dbps_data/_material_/localhost/100000/102100/pdf/zaimuhoukoku_2011.pdf)

---

## (2) 国立市における取り組みと課題

---

国立市では、既に取り組みを行っているもの、課題となっているものがあります。具体的には次のとおりです。これらの課題を解決するために、新たなモデルへの移行の検討を行っています。

### 資産の有効活用への取り組み

国立市が保有する土地の中にも、厳しい財政状況等から購入目的を達成できなくなった後も、資産として十分に有効活用されず、長期にわたって未利用・低利用のままになっているものがあります。そこで、庁内検討会を設置し、低・未利用地の活用方針を決定しました。現在、有効活用に向けた取り組みを進めています。

### 債権管理条例の制定

全国的に地方自治体の債権管理の適正化が強く求められるようになってきており、国立市では、2013(平成25)年12月に債権管理条例を制定し、適切な債権管理に取り組む体制を整えました。各課が取り扱う市債権を適切かつ効率的に管理するために、市税等の税法の適用を受ける債権以外の債権について、統一的な取扱いを定めました。

### 資産更新問題への対応

老朽化した施設への対応は大きな課題と捉えており、施設白書、公共施設マネジメント基本方針を策定してきました。公共施設の更新必要額は、東洋大学 PPP 研究センターに依頼した「国立市公共施設等のあり方に関する研究報告書」により明らかになっています。しかし、中・長期的な視点の(仮称)公共施設再編計画の策定に取り組む際には、固定資産台帳の資産データを活用し、インフラも含めたより精緻なデータを活用していくべきです。

国立市では固定資産台帳を整備していないため、会計データにより更新必要額を見込むことは容易ではありません。固定資産台帳を整備し、資産更新問題に対応していく必要があります。

### 事業の効率化とコスト分析の活用

国立市では、政策を実現するための具体的な方策や対策である施策(32 施策)の評価と、施策を実現するための具体的な事業(約 800 事業)の評価を行っています。さらには、市長・副市長・教育長・各部長からなる施策優先度評価会議の中で次年度の重点施策を決め、行政経営方針を策定しています。

この評価の際に、フルコストによる事業別・施設別財務諸表によるコスト分析を活用することが考えられます。また、受益と負担の関係についてもフルコストで把握することにより、適正な使用料・手数料の料金設定への活用も期待できます。

---

## 第4 公会計をめぐる、さらなる国の動き

### (1) 総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」での研究

---

総務省は、2007(平成19)年度に、新地方公会計モデル(「基準モデル」と「改訂モデル」)を示し、新地方公会計の整備を要請しましたが、その後、さらに公会計改革を推進していくために、2010(平成22)年度に、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催しました。「地方公共団体における財務書類についての検証を行うとともに、国際公会計基準(IPSAS)及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策等を検討する」(「中間とりまとめ」より)ことを目的としています。

2013(平成25)年8月に、中間とりまとめが発表され、その際に、新たに「新たな基準に関する作業部会」(正式設置時には「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」)、「固定資産台帳の整備等に関する作業部会」(正式設置時には「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」)を設けて、2014(平成26)年4月を目処に最終報告書をまとめて、「新たな基準」を示していくスケジュールが明らかとなりました。

2014(平成26)年4月30日、予定どおり研究会の最終報告書として、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」が公表され、その中で統一方式(以下、「統一モデル」)が示されました。

### (2) 総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」の概要

---

報告書では、地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、比較可能性の確保を促進していくことを述べています。具体的には次のとおりです。

#### 固定資産台帳の整備

- ・各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備するものです。固定資産台帳は公共施設等のマネジメントにも活用可能となります。
- ・整備期間は1～2年間を目安とし、資産の棚卸、データの作成、開始時簿価の算定、固定資産台帳の作成という流れを基本とします。

#### 複式簿記の導入

- ・総務省方式改訂モデルでは決算統計データを活用して財務書類を作成しています。統一モデルでは、発生の都度又は期末一括で複式仕訳をすることにより、決算統計データの

---

活用から脱却を図るものです。

- ・貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与することになります。
- ・事業別・施設別等のより細かな単位でフルコスト情報での分析が可能となることで、地方公共団体のマネジメントにつながります。
- ・日々仕訳を行う方法が望ましいものの、事務負担や経費負担等を勘案し、期末一括仕訳による方法も差し支えないとしています。

### 比較可能性の確保

- ・これまで基準モデルや改訂モデル、その他のモデルが混在していました。統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保しています。

具体的な会計基準の特徴をまとめると以下のとおりとなります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備は必須となります。</li><li>・資産評価の考え方は、基準モデルは公正価値、東京都モデルは取得価格でしたが、統一モデルは、原則取得価格、把握できないものは公正価値によります。</li><li>・税収は、改訂モデル、基準モデルと同様、純資産変動計算書に計上されます（東京都モデルは行政コスト計算書に計上されます）が、行政コスト計算書と純資産変動計算書は別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えないものとしています。</li><li>・全国統一なので、自治体間での比較ができるようになります。</li></ul> |
|--|

また、本報告書は統一的な基準を目指すものですが、報告書の24段落に「各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民等への説明責任や行政経営に資する財務書類を作成することを妨げるものではない」と記されており、それぞれの団体で独自に会計基準を定めることも許容しています。

### (3) 総務省「研究会報告書」公表後のスケジュールについて

「統一モデル」の詳細について、この報告書では具体的な作成方法は示されませんでした。これから検討を行い、2015(平成27)年1月ごろ、作業を行う上で必要な事項を定めた要領等を公表する予定が示されました。また3年以内に「統一モデル」による財務諸表作成(2017(平成29)年度中に、2016(平成28)年度決算の財務諸表を作成)について正式要請を行う予定も示されました。

そのため、総務省は、より詳細な取扱いを定めた要領等の作成に係る実務的な検討を行う機関として、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を5月に新たに設けて検討を進めています。

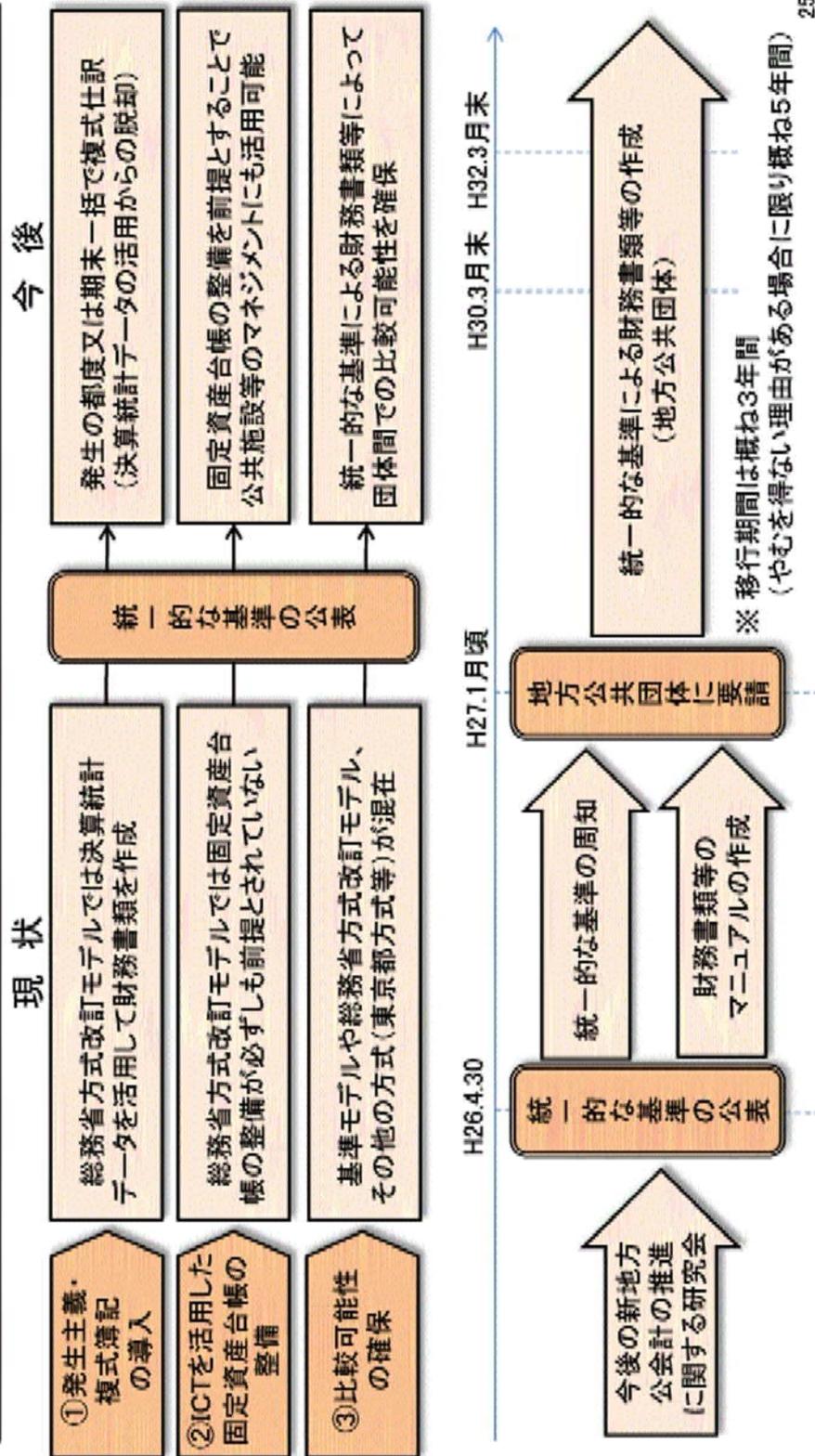
# 【参考】公会計基準・モデル比較表

	新基準	基準モデル	総務省方式 改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類 の作成基準)
財務書類 の体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○純資産変動計算書</li> <li>○資産収支計算書</li> <li>※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても差し支えない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○純資産変動計算書</li> <li>○資産収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○純資産変動計算書</li> <li>○資産収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○正味財産変動計算書</li> <li>○キャッシュ・フロー計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○業務費用計算書</li> <li>○資産・負債差額増減計算書</li> <li>○区分別収支計算書</li> </ul>
台帳整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開始貸借対照表作成時に整備</li> <li>その後、継続的に更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開始貸借対照表作成時に整備</li> <li>その後、継続的に更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○段階的整備を想定</li> <li>→売却可能資産、土地を優先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開始貸借対照表作成時に整備</li> <li>その後、継続的に更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備</li> </ul>
複式簿記	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○決算総計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)</li> </ul>
有形固定資産 の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得原価が判明…取得原価</li> <li>・取得原価が不明…再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円)</li> <li>※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定</li> <li>※開始後は取得原価(再評価しない)</li> <li>※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円)</li> <li>※売却可能資産は売却可能価額を注記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用資産</li> <li>土地…固定資産税評価額</li> <li>建物等…再調達原価</li> <li>○インフラ資産</li> <li>土地…取得原価</li> <li>建物等…再調達原価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共資産…決算総計データから取得原価を推計</li> <li>○売却可能資産…売却可能価額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取得原価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額</li> <li>○公共用財産…取得原価</li> <li>○物品…取得原価</li> </ul>
税金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○純資産変動計算書に計上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○純資産変動計算書に計上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○純資産変動計算書に計上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政コスト計算書に計上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資産・負債差額増減計算書に計上</li> </ul>

図表 3：総務省「今後の地方公会計の整備促進について」(第 1 回「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」資料 2-2 より)

# 今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



図表 4：総務省「今後の地方公会計の整備促進について」(第1回「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」資料 2-2 より)

---

## 第5 国立市における今後の方向性について

### (1) 検討の方向性について

「第3 新地方公会計制度に対する、国立市のこれまでの取り組み」で述べたとおり、現在国立市が作成している、「改訂モデル」の財務諸表にはいくつかの課題があります。決算統計データの組み替えにより作成するため、検証能力が低く精度に難がある点、固定資産台帳整備が必須ではないため資産情報を正確に把握しておらず、活用面で課題がある点です。今後、さらなる活用を図るためには、「改訂モデル」からのレベルアップが必要です。

### (2) 会計モデルの選択について

「改訂モデル」ではないモデルとして、今後選択する可能性のある会計モデルは、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」を踏まえると、「統一モデル」と、東京都下の自治体においては「東京都モデル」の二つとなります。検討委員会、検討部会の議論を踏まえ、モデル選択について以下のとおり考えます。

#### モデルについての考え方

- ・ 会計的な議論でいうと「東京都モデル」の方が良いと考えられる面もあります。
- ・ 特に日々仕訳（都度仕訳）に関しては、データの活用という点よりは会計的な正しさという点で重要な要素です。
- ・ ただ全国的な比較可能性やコスト面を考慮すると「統一モデル」に優位性があります。
- ・ 財務諸表の分析をするにあたっては、自治体間で比較できることは重要です。
- ・ 活用面を考えたときに、「東京都モデル」、「統一モデル」どちらでも同じように、アウトプットデータの活用ができる（資産更新必要額の算出、セグメント別コスト計算など）と考えられます。
- ・ 導入する際のコスト面では、「東京都モデル」は日々仕訳（都度仕訳）を大原則としており、導入している自治体がほとんどない中で、多額のシステム改修経費がかかります。「統一モデル」は現段階においては期末一括仕訳を許容しており、「東京都モデル」の10分の1以下の経費で済むと見込まれます。
- ・ また、「統一モデル」については総務省が公会計システムを開発し、無償で配布するとも発表しています。
- ・ 以上のことから、比較可能性の確保とコスト面を考慮し、当面は、期末一括仕訳による「統一モデル」を採用する方針で、地方公会計改革を進めていくことに優位性があると考えられます。
- ・ 日々仕訳（都度仕訳）への変更については、コスト面に留意して、導入方法を積極的に

検討していくこととします。

- ・また、財務諸表は単に公表するだけでなく、データを行政運営に活用していくことを目指します。

### (3) 公会計改革で得られる成果の活用について

公会計改革は、財務書類をつくることだけが目的ではなく、そこで得られたデータの活用、よりわかりやすい財務情報の開示を目指します。習志野市や町田市などの先進自治体の事例を参考に、施設更新問題への活用や、行政評価等への活用につなげていきます。

#### 資産更新問題への活用

前述のとおり、国立市では、資産の更新問題への対応が大きな課題となっていますが、固定資産台帳の整備をもとに、適切に対応していきます。

- ・「統一モデル」の導入に伴い、固定資産台帳の整備を行います。固定資産台帳のデータを基に、金額ベースでの資産の老朽化の状態が把握できるようになり、更新需要、更新必要額について中長期的な見込みを算出することができます。
- ・データの精緻化や更新必要額の算出が容易になるという利点があります。
- ・公共施設等の将来の更新費用の把握が容易になることから、国立市にふさわしい公共施設の在り方についての検討や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うために策定する（仮称）公共施設再編計画への活用を目指します。
- ・国立市では、公共施設の老朽化率が近隣他市と比べ高いという結果がでています。老朽化率等のデータ更新をする際に、固定資産台帳のより精緻な情報の活用を図ります。
- ・公共施設だけではなく、道路等のインフラ資産についても適切な管理が求められていることから、固定資産台帳を基に適切な対応をしていきます。
- ・資産のライフサイクルコストを意識して、公共施設の建設、建て替え、廃止などについて検討していきます。

#### 事業別・施設別のコスト分析

事業別・施設別のコスト分析を行うことを通じて、事業の効率化や適正な受益者負担の検討を進めていきます。

- ・これまで見えづらかった現金支出を伴わないコスト情報（減価償却費、引当金）が明らかになり、行政サービスに要したフルコストが把握できるようになります。
- ・フルコスト情報による事業別・施設別コスト分析を活用し、事業の効率性・有効性を高

---

めていくことを目指します。事業別コスト分析では、事業の費用対効果や行政コストが検証しやすくなることから、行政評価等を行う際の判断材料のひとつとしての活用が考えられます。また、施設別コスト分析では、これまで見えなかった費用を含めて受益と負担を検討することで、施設の方向性の検討や適正な使用料・手数料の設定への活用が考えられます。

- ・ 町田市のように、課ごとの財務諸表を作成できるよう予算書の組み替えを行い、各課におけるマネジメントに活用する取り組みを始めている自治体もあります。その手法の導入検討を進めます。

#### わかりやすい財務情報の公表

や で整理した内容などを、わかりやすい報告形式によりまとめることで、これまでの決算報告を補完する形で広く市民に周知していきます。

#### (4) 今後の導入検討スケジュールについて

「第4 公会計をめぐる、さらなる国の動き」でまとめたとおり、現段階で「統一モデル」の作成方法の詳細は明らかになっておりません。特に固定資産台帳整備のために必要な、固定資産の評価基準についての細かい内容は明らかとなっておらず、今後の検討を待つ必要があります。総務省は2015(平成27)年1月ごろ、作業を行う上で必要な事項を定めた要領等を公表する予定を示しており、短期的にはその結果を待って、固定資産台帳整備等を進めていくこととなります。

また、中長期的には会計モデルの修正の可能性も考えられます。今後も公会計をめぐる動向をしっかりと把握しながら、国立市の公会計改革を進めていく必要があります。

## 参考 地方公会計制度改革推進本部・検討委員会・検討部会の検討経過

国立市は、今後の公会計制度改革への対応を検討するために、2013(平成25)年8月に、市長を本部長とする「地方公会計制度改革推進本部」を設置し、その下に課長級による「検討委員会」、係長級以下の指名職員、公募職員からなる「検討部会」を設けました。その検討経緯をまとめます。

### (1) 推進本部・検討委員会・検討部会

#### 推進本部メンバー

職	氏名	職	氏名
市長	佐藤 一夫	都市整備部長	佐々木 一郎
副市長	永見 理夫	まちづくり推進本部長	門倉 俊明
教育長	是松 昭一	会計管理者	内堀 孝之 (2013(平成25)年度)
政策経営部長	薄井 敏男		山田 英夫 (2014(平成26)年度)
行政管理部長	高橋 一成		

#### 検討委員会メンバー

職	氏名	職	氏名
政策経営課長	馬橋 利行 (2013(平成25)年度)	環境政策課長	町田 孝弘
	黒澤 重徳 (2014(平成26)年度)	道路下水道課長	江村 英利
特命担当課長	黒澤 重徳 (2013(平成25)年度)	南部地域整備課長	蛭谷常久
	北村 敦 (2014(平成26)年度)	会計管理者 (会計課長事務取扱)	内堀 孝之 (2013(平成25)年度)
総務課長	平 康浩	教育総務課長	山田 英夫 (2014(平成26)年度)
福祉総務課長	藤崎 秀明		宮崎 宏一 (2013(平成25)年度)
児童青少年課長	田代 和広		川島 慶之 (2014(平成26)年度)

#### 検討部会メンバー

公募/指名	課	係	氏名
公募	政策経営課	政策経営係	高橋 壮一
"	政策経営課	財政係	近藤 博之

公募 / 指名	課	係	氏名
公募	課税課	市民税係	戸田 崇浩
"	総務課	契約係	関野 達也
"	福祉総務課	地域福祉推進係	小鷹 学
"	児童青少年課	保育・幼稚園係 (2013(平成25)年度)	小山 紗代
	市長室	男女平等・人権・平和担当 (2014(平成26)年度)	
"	都市計画課	都市計画係	大西 瑞穂
指名	政策経営課	政策経営係	松原 謙
"	政策経営課	財政係	北村 敦 (2013(平成25)年度)
			土方 智紀 (2014(平成26)年度)
"	収納課	市債権係	當舎 修
"	総務課	庶務管財係	長野 正樹 (2013(平成25)年度)
			外立 健治 (2014(平成26)年度)
"	道路下水道課	下水道業務係	川縁 多喜夫
"	南部地域整備課	用地担当	桑原 慎二 (2013(平成25)年度)
			河村 善之 (2014(平成26)年度)
"	会計課	出納係	坂巻 晴美
"	会計課	審査係	太田 洋行

## (2) 庁内・庁外における研究の概要

庁内においては、簿記、公会計に関する有識者を招き、2013(平成25)年度に3回、2014(平成26)年度に2回の研究会を行いました。概要は以下のとおりです。

### 第1回研究会(2013(平成25)年)11月18日開催)

- ・講師：白石暁貴良氏(株式会社大原キャリアスタッフ・部長)
- ・主題：複式簿記とは何か
- ・概要：検討委員会、検討部会の職員の中には、簿記について知識を全く持っていないも

---

のもいたことから、まずは複式簿記に関すること、現金主義と発生主義に関する  
こと、仕訳のルールなど、基本的な知識に関する講義を受けました。

#### 第 2 回研究会 ( 2013(平成 25)年 12 月 3 日開催 )

- ・ 講師：梅澤崇仁氏 ( OAG 税理士法人・公認会計士 )
- ・ 主題：地方公共団体の財務諸表
- ・ 概要：公会計制度改革に必要となる、固定資産台帳整備のコンサルティング業務等を多数行っている税理士法人の公認会計士に、地方公会計整備の意義、複式簿記と官庁会計の差異、実際の地方公共団体の財務諸表、新地方公会計制度の会計モデル ( 「改訂モデル」 「基準モデル」 「東京都モデル」 ) の比較などに関する講義を受けました。

#### 第 3 回研究会 ( 2014(平成 26)年 2 月 24 日開催 )

- ・ 講師：松村俊英氏 ( ジャパンシステム株式会社・ソリューションストラテジスト )
- ・ 主題：「資産管理」で公共施設マネジメントを進める～公会計と施設マネジメント～
- ・ 概要：講師は、数多くの自治体での「基準モデル」の導入支援、江戸川区での「東京都モデル」の導入支援等、様々な団体の公会計改革に携わってきた方で、一般財団法人建築保全センターの客員研究員として、施設の保全計画と公会計改革との架橋についても研究している方です。これまでの公会計制度改革の流れ、現在の検討状況、財務諸表作成の流れについて再度整理する講義とともに、検討部会の中で「公会計の活用事例を学びたい」との議論があったことから、活用事例として、公共施設マネジメントと固定資産台帳との関係に関する講義を受けました。

#### 第 4 回研究会 ( 2014(平成 26)年 4 月 22 日開催 )

- ・ 講師：宮澤正泰氏 ( 習志野市・会計管理者 )
- ・ 主題：習志野市の公会計改革と活用事例
- ・ 概要：講師は、公会計改革の先進的自治体である習志野市で、その改革を主導してきた方です。公会計に関する有識者として、様々なところで講義をしているほか、総務省「今後の地方公会計の推進に関する研究会」のもとに設置された「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」の委員や、5月に新たに設置された「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」のサブメンバーもしています。検討部会の中で、「先進自治体の事例を学びたい」との議論があったことから、習志野市での具体的な取り組み内容について講義を受けました。

その様子は、宮澤氏により、習志野市の以下のページにも掲載されています。  
[https://www.city.narashino.lg.jp/m\\_hotline/kaikei\\_kanri/H260424.html](https://www.city.narashino.lg.jp/m_hotline/kaikei_kanri/H260424.html)

第 5 回研究会 ( 2014(平成 26)年 5 月 24 日開催 )

- ・ 講師：松村俊英氏 ( ジャパンシステム株式会社・ソリューションストラテジスト )
- ・ 主題：新地方公会計制度 総務省『今後の地方公会計の推進に関する研究会』報告書について～自治体における財政運営と施設保全との接点
- ・ 概要：講師は第 3 回研究会と同じ方です。4 月 30 日に総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」が発表されたことを受けて、その内容の解説に関する講義を受けました。

以上のような研究に加え、検討部会のメンバーである、政策経営課職員、会計課職員は、東京都が開催するセミナーや、26 市の会計担当連絡会である会計事務協議会が開催した「町田市の新公会計制度」に関する研修会にも参加し、公会計改革に関する検討を深めていきました。

( 3 ) 検討経過のまとめ

年度	日付	地方公会計制度改革推進本部・ 検討委員会・部会	その他研修会等
2013 (平成 25) 年度	8 月 27 日	・ 推進本部「本部、委員会、部会の設置等について」	-
	9 月 2 日	・ 検討委員会「公会計をめぐる議論、会議の進め方等について」 ・ 検討部会「公会計をめぐる議論、会議の進め方等について」	-
	10 月 29 日	-	・ 東京都会計制度改革研究会「第 1 回台帳整備研究部会」出席
	11 月 8 日	・ 第 1 回研究会「複式簿記とは何か」 ( 講師：白石暁貴良氏 )	-
	11 月 19 日	-	・ 東京都セミナー「新公会計制度でここが変わる～現場からの実例報告」 ( 東京都・町田市ほか発表 )参加( 職員 2 名 )
	11 月 29 日	-	・ 庁内研修「固定資産台帳整備に向けた研修会」( 講師：吉井久史氏・東京都会計管理局 ) 開催
	12 月 3 日	・ 第 2 回研究会「地方公共団体の財務諸表」( 講師：梅澤崇仁氏 )	-

年度	日付	地方公会計制度改革推進本部・ 検討委員会・部会	その他研修会等
2013 (平成 25) 年度	12月12日	・検討部会「意見交換、講師の検討、 今後の検討の方向性について」	-
	2月17日	-	・会計事務協議会研修会「町田市の新 公会計制度について」参加（職員5 名）
	2月24日	・第3回研究会「『資産管理』で公共 施設マネジメントを進める～公会 計と施設マネジメント～」（講師： 松村俊英氏）	-
	3月12日	-	・東京都会計制度改革研究会「第2回 台帳整備研究部会」参加（職員1名）
2014 (平成 26) 年度	4月14日	-	・新地方公会計セミナー「新地方公会 計新基準の方向性に関する解説」 （講師：菅原正明氏・総務省「今後 の新地方公会計の推進に関する研 究会」委員・公認会計士）参加（職 員2名）
	4月22日	・第4回研究会「習志野市の公会計改 革と活用事例」（講師：宮澤正泰氏）	-
	4月24日	-	・ジャパンシステム株式会社「新地 方公会計活用勉強会～総務省最終 答申の解説と、公会計活用のポイ ント～」（講師：松村俊英氏・南学 氏）参加（職員1名）
	4月28日	・検討部会起草委員会「会計モデル、 活用、今後の検討の方向について」	-
	5月2日	・検討部会起草委員会「会計モデル、 活用、今後の検討の方向について」	-
	5月22日	・第5回研究会「新地方公会計 総務 省「地方公会計の推進に関する研 究会」報告書について」（講師：松村 俊英氏）	-
	5月27日	・検討部会「会計モデル、活用、今後 の方向性について」	-
	7月18日	・検討委員会「国立市公会計制度改革 推進に関する検討報告書について」 ・検討部会「国立市公会計制度改革 推進に関する検討報告書について」	-
	7月29日	・推進本部「国立市公会計制度改革 推進に関する検討報告書について」	-

---

#### (4) 参考資料・文献

---

- ・ 東京都会計管理局管理部会計企画課 『公会計改革白書 複式簿記・発生主義会計による自治体経営改革』(東京都、2010年)
- ・ 財団法人東京市町村自治調査会 『バランスシートと行政コスト計算書を活用した自治体経営～多摩地域5市1村を対象とした作成事例と分析に関する調査研究報告』(財団法人東京市町村自治調査会、2002年)
- ・ 東京都市公会計制度研究会 『公会計制度報告書 平成20年3月』(東京都市公会計制度研究会、2008年)
- ・ 東京都市公会計制度研究会 『公会計制度研究会報告書 平成21年3月』(東京都市公会計制度研究会、2009年)
- ・ 町田市新公会計制度導入検討委員会 『町田市新公会計制度導入検討委員会報告書 2010年3月』(町田市、2010年)
- ・ 稲城市 『稲城市の新公会計制度～財務書類作成要領と財務書類の活用について～ 平成25年10月』(稲城市、2013年)
- ・ 有限責任監査法人トーマツパブリックセクターインダストリーグループ 『一番やさしい公会計の本』(学陽書房、2012年)
- ・ 松村俊英・南学「第13回 公共施設・インフラ更新における財務諸表整備の効果 複式簿記と固定資産台帳で見えるリアルな財務状況(上)」『地方財務 2010年12月号』(ぎょうせい、2010年)
- ・ 松村俊英・南学「第14回 公共施設・インフラ更新における財務諸表整備の効果 複式簿記と固定資産台帳で見えるリアルな財務状況(中)」『地方財務 2010年12月号』(ぎょうせい、2010年)
- ・ 松村俊英・南学「第13回 公共施設・インフラ更新における財務諸表整備の効果 複式簿記と固定資産台帳で見えるリアルな財務状況(上)」『地方財務 2010年12月号』(ぎょうせい、2010年)
- ・ 田尾亮介「公会計—会計学・経済学・法学の交錯領域として—」財務省財務総合政策研究所 『フィナンシャル・レビュー平成23年第2号 2011年1月』(財務省、2011年)
- ・ 宮澤正泰著・浅田隆治監修 『公会計が自治体を変える! バランスシートで健康チェック』(第一法規、2014年)

---

## (5) 国立市地方公会計制度改革推進本部設置要綱

---

### (設置)

第1条 公会計に関するこれまでの議論を踏まえ、総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の研究及び国立市財政改革審議会の審議を受けて、地方公会計制度改革に積極的に取り組んでいくため、国立市地方公会計制度改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部は、次の掲げる事項について調査検討する。

- (1) 地方公会計制度改革に関するこれまでの議論に関すること。
- (2) 地方公会計制度改革に対応する、市の方向性に関すること。
- (3) 地方公会計制度改革に積極的に対応していく方策に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、政策経営部長、行政管理部長、都市整備部長、まちづくり推進本部長、会計管理者をもって充てる。

4 本部長は、前項に掲げる者のほか、必要と認める者を本部員として指名することができる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、次に掲げる順序により、その職務を代理する。

- (1) 副市長をもって充てる副本部長
- (2) 教育長をもって充てる副本部長

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議を主宰する。

### (委員会及び委員)

第6条 本部に国立市地方公会計制度改革検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

### (庶務)

第7条 本部の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成25年8月26日から施行する。



## 国立市地方公会計制度改革推進に関する検討報告書

2014(平成 26)年 7 月 国立市地方公会計制度改革推進本部

---

担当課：政策経営部政策経営課

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

電話：042-576-2111(代表) / FAX：042-576-0264

e-mail：sec\_zaisei@city.kunitachi.tokyo.jp